

[ホーム](#) > [まちづくり・環境](#) > [都市計画・整備](#) > [まちづくり指針](#) > [福祉のまちづくり（福祉のまちづくり条例・バリアフリー関連事業）](#) > [福祉のまちづくり条例](#) > 「便所、駐車場及び劇場等に設ける客席のバリアフリー整備基準案」（福祉のまちづくり条例及び同施行規則改正）に対する県民の皆さんのご意見・ご提案の募集

更新日：

## 「便所、駐車場及び劇場等に設ける客席のバリアフリー整備基準案」（福祉のまちづくり条例及び同施行規則改正）に対する県民の皆さんのご意見・ご提案の募集

兵庫県では、福祉のまちづくりを推進するため、学校や病院、劇場など一定規模の施設の建築等を行おうとする者が遵守すべき整備基準を福祉のまちづくり条例及び福祉のまちづくり条例施行規則（以下「条例等」という。）に定め、誰もが安全かつ快適に利用することができる施設の整備を促進しています。

今般、国においていわゆるバリアフリー法に基づく整備基準が見直されることを踏まえ、条例等で定める整備基準を見直すこととし、条例等の改正案の概要を公表し、県民の皆さまからご意見・ご提案を募集いたします。

いただいたご意見等は、条例等の改正に当たり参考とさせていただくとともに、ご意見等の概要とこれに対する県の考え方を、兵庫県議会に上程した条例等とともに、発表させていただきます。

### 関連資料

- [福祉のまちづくり条例に基づく特定施設の整備基準の見直しについて 概要（PDF：111KB）](#)
- [福祉のまちづくり条例に基づく特定施設の整備基準の見直しについて 説明資料（PDF：776KB）](#)
- [参考資料1福祉のまちづくり条例（PDF：152KB）](#)
- [参考資料2福祉のまちづくり条例施行規則（PDF：318KB）](#)

### ご意見・ご提案の提出について

#### 受付期間

令和6年12月19日（木曜日）から令和7年1月8日（水曜日）まで [必着]

#### 提出方法

- 記載様式は自由です（よろしければ [こちらの様式（ワード：61KB）](#) をご利用ください）
- 提出いただいたご意見等の内容確認のため、こちらから照会させていただく場合がありますので、住所（所在地）、氏名（団体名）、電話番号のご記入をお願いします。
- 下記の提出先まで、電子メール、FAX、郵送により送付してください（お電話でのご意見等の提出はご遠慮いただいております）。

## 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県まちづくり部都市政策課都市政策班

電話：078-362-4298

FAX：078-362-9487

Eメール：[toshiseisaku@pref.hyogo.lg.jp](mailto:toshiseisaku@pref.hyogo.lg.jp)

## 参考資料

県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）制度の概要については[こちら](#)をご覧ください。

### お問い合わせ

部署名：まちづくり部 都市政策課 都市政策班

電話：078-362-4298

内線：2721

FAX：078-362-9487

Eメール：[toshiseisaku@pref.hyogo.lg.jp](mailto:toshiseisaku@pref.hyogo.lg.jp)

## 兵庫県庁

法人番号8000020280003

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話番号：078-341-7711（代表）

Copyright © Hyogo Prefectural Government. All rights reserved.